



# 安全データシート

この安全データシートは以下の要件に準拠している：  
JIS Z 7253:2019; JIS Z 7253:2012

改訂日 14-4-2022  
版数 2

製品名 Monarch Plasmid Lysis Buffer (B2)

製品番号 T1012

登録番号 情報なし

## 安全データシートの供給者の詳細

### 供給者

ニュー・イングランド・バイオラボ・ジャパン株式会社  
〒130-0022 東京都墨田区江東橋2-2-3 倉持ビル第  
03-4545-1420  
tech.jp@neb.com

緊急連絡電話番号 03-4545-1421

電子メールアドレス tech.jp@neb.com

## 化学品の推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 情報なし。

使用上の制限 情報なし

## GHS分類

金属腐食性化学品	区分 1
急性毒性(経口)	区分に該当しない
急性毒性(経皮)	区分に該当しない
急性毒性(吸入) - ガス	区分に該当しない
急性毒性(吸入) - 蒸気	分類できない
急性毒性(吸入) - 粉じん／ミスト	分類できない
皮膚腐食性／刺激性	区分 2
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 1
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	区分に該当しない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	分類できない
授乳に対する又は授乳を介した影響	分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 2, 区分 3
区分 2 呼吸器、中枢神経系。	
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	分類できない
誤えん有害性	区分に該当しない
水生環境有害性 短期(急性)	区分 3
水生環境有害性 長期(慢性)	区分 3
オゾン層への有害性	分類できない

## GHSラベル要素

**注意喚起語****危険有害性情報**

金属腐食のおそれ

皮膚刺激

重篤な眼の損傷

臓器の障害のおそれ

眠気又はめまいのおそれ

長期継続的影響によって水生生物に有害

以下の臓器の障害のおそれ： 呼吸器，中枢神経系。

**危険****注意書き****安全対策**

- 取扱い後は顔、手、露出した皮膚をよく洗うこと
- 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと
- 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること
- 環境への放出を避けること
- 他の容器に移し替えないこと
- 保護手袋／保護衣及び眼／顔面保護具を着用すること

**応急措置**

- ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること
- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること
- 直ちに医師に連絡すること
- 皮膚に付着した場合：多量の水と石けん(鹹)で洗うこと
- 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当を受けること
- 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること
- 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること
- 気分が悪いときは医師に連絡すること
- 物的被害を防止するためにも流出したものを受け取ること

**保管**

- 施錠して保管すること
- 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと
- 耐腐食性／耐腐食性内張りのある容器に保管すること

**廃棄**

- 内容物／容器は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること

**他の危険有害性**

情報なし。

**化学物質・混合物の區別****混合物**

化学名又は一般名	CAS番号	重量%	化審法インベントリ	化審法番号	安衛法インベントリ	安衛法番号
企業秘密	企業秘密	0 - 10%	既存	(2)-1679,(2)-1 675	既存	(2)-1679,(2)-1 675
企業秘密	企業秘密	0 - 10%	既存	(1)-410	既存	(1)-410

\* The exact percentage (concentration) of composition has been withheld as a trade secret.

当製品は、特定標的臓器毒性(反復ばく露)区分2に分類される成分を1.0%以上10%未満含有している。

2023年3月31日迄 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)  
該当しない

2023年4月1日以降 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)  
該当しない

#### 労働安全衛生法

##### 通知対象物質

法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9及び第3号・別表3

化学名又は一般名	CAS番号	区分	政令番号	含有率 %
企業秘密		通知対象物質	319	<10

##### 表示対象物質

法第57条、施行令第18条第1号、第2号・別表第9及び第3号・別表3

化学名又は一般名	CAS番号	区分	政令番号	含有率 %
企業秘密		表示対象物質	319	<10

#### 毒物及び劇物取締法

該当しない

#### 一般的なアドバイス

治療を行う 医師にこのSDSを示すこと。直ちに医師の手当てを受ける必要がある。

#### 吸入した場合

空気の新鮮な場所に移すこと。症状が出た場合には、直ちに医師の手当てをうけること。ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。

#### 皮膚に付着した場合

直ちに石けん(鹹)と多量の水で少なくとも15分間洗い落とすこと。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

#### 眼に入った場合

直ちに少なくとも15分間まぶた(瞼)の裏側まで多量の水で洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。洗っている間は眼を大きく広げたままにすること。受傷部をこすらないこと。直ちに医師に診察／手当てを受けること。

#### 飲み込んだ場合

口をすすぐこと。意識のない者には、何も口から与えてはならない。無理に吐かせないこと。医師に連絡すること。

**急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状** 災熱感、高濃度の蒸気を吸入すると、頭痛、めまい、疲労、吐き気及び嘔吐のような症状を引き起こすことがある。

**応急措置をする者の保護に必要な注意事項** 皮膚、眼又は衣類との接触を避けること。個人用保護衣を着用すること(項目8を参照)。

#### 医師に対する特別な注意事項

症状に応じて治療すること。

#### 適切な消火剤

現地の状況及び周囲環境に適した消火方法を用いること。

#### 使ってはならない消火剤

高压水で漏出物を散乱させないこと。

#### 特有の危険有害性

情報なし。

#### 特有の消火方法

水噴霧でドラムを冷却すること。

**消防活動を行う者の特別な保護具及び予防措置** 消火を行う者は自給式呼吸器及び消火活動用の完全装備を着用しなければならない。個人用保護具を使用すること。

**その他の情報**

警告: 放水では十分な消火の効果が得られない場合がある.

**人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置** 皮膚、眼又は衣類との接触を避けること、十分換気されているか確認すること、指定された個人用保護具を着用すること、人員を安全な区域に退避させること。

**緊急対応を行う者のための保護具** 項目8で推奨されている個人用保護具を着用すること。

**環境に対する注意事項** 安全に対処できるならば、それ以上の漏えい(洩)又は漏出を防ぐこと。

**封じ込め方法** 安全に対処できるならば、それ以上の漏えい(洩)又は漏出を防ぐこと。

**浄化方法** 回収して適切に表示された容器に移すこと。

**二次災害の防止策** 汚染された物体及び区域を環境規則に従って十分に浄化すること。

**その他の情報** 項目7及び項目8に記載されている保護措置を参照すること。

**取扱い****安全取扱注意事項**

産業衛生安全対策規範に従って取り扱うこと。皮膚、眼又は衣類との接触を避けること。この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。十分換気されているか確認すること。蒸気又はミストを吸い込まないようにすること。換気が不十分な場合、適切な呼吸用保護具を着用する。

**衛生対策**

適切な手袋及び眼／顔面保護具を着用する。この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。機器、作業区域及び衣類を定期的にクリーニングすることが推奨される。皮膚、眼又は衣類との接触を避けること。

**保管****安全な保管条件**

容器を密閉して乾燥した涼しく換気のよい場所に保管すること。湿気を遮断すること。施錠して保管すること。子供の手の届かない場所に保管すること。隔離して保管すること。

**許容濃度**

化学名又は一般名	日本産業衛生学会	労働安全衛生法 作業環境評価基準 - 管理濃度	ACGIH TLV
企業秘密	Ceiling: 2 mg/m <sup>3</sup>	-	Ceiling: 2 mg/m <sup>3</sup>

**生物学的職業性ばく露限界値**

この製品は、供給されたままの状態なら、地域独自の規制団体が制定した生物学的制限値が設定された危険有害物質を一切含んでいない

**設備対策**

シャワー  
洗眼場  
換気システム。

**環境ばく露防止**

情報なし。

**保護具****呼吸用保護具**

通常の使用条件下では保護具は必要ない。ばく露限度を超えるか刺激が生じる場合には、換気及び排気が必要になる。

**手の保護具**

適切な手袋を着用する。不浸透性手袋。

眼及び／又は顔面の保護具	密封性の高い安全ゴーグル.
皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣を着用する. 長袖の衣類.

**物理的及び化学的性質に関する情報**

外観	Blue/Green	備考・方法
物理状態	液体	情報なし
色	情報なし	
臭い	軽度	情報なし
臭いのしきい値	情報なし	
特性	値	備考・方法
融点／凝固点		情報なし
沸点又は初留点及び沸点範囲		情報なし
可燃性		情報なし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界		情報なし
爆発又は可燃の上限界		
爆発又は可燃の下限界		
引火点		情報なし
蒸発速度		情報なし
自然発火点	248 °C / 478.4 °F	情報なし
分解温度		情報なし
pH	13.00-13.20	
粘度		
動粘性率		情報なし
動的粘度		情報なし
水への溶解度		情報なし
溶解度		情報なし
n-オクタノール／水分配係数(log値)		情報なし
蒸気圧		情報なし
密度及び／又は比重		
相対密度		情報なし
蒸気濃度	情報なし	
かさ密度	情報なし	
相対ガス密度		情報なし
粒子特性		
粒径		該当しない
粒径分布		該当しない

**その他の情報**

爆発性	情報なし
酸化性	情報なし
反応性	情報なし.
化学的安定性	通常の条件下で安定.
危険有害反応可能性	通常の条件下で安定.
避けるべき条件	長期間にわたる空気又は湿気へのばく露.
混触危険物質	酸化剤. 強酸. 強塩基.
危険有害な分解生成物	提供された情報に基づき知見なし.
爆発データ	

静電放電に対する感度	なし.
機械的衝撃に対する感度	なし.

急性毒性

## 毒性の数値尺度 - 製品情報

以下の値はGHS文書の第3.1章に基づいて算出されている

ATEmix(経口)	21,599.60 mg/kg
ATEmix(経皮)	9,310.30 mg/kg
ATEmix(吸入 - 粉じん／ミスト)	48.70 mg/l

化学名又は一般名	経口LD50	経皮LD50	吸入 LC50
企業秘密	= 1288 mg/kg ( Rat ) = 200 mg/kg ( Rabbit ) > 2000 mg/kg ( Rat ) = 1783 mg/kg ( Rat )		> 3900 mg/m <sup>3</sup> ( Rat ) 1 h
企業秘密	= 325 mg/kg ( Rat )	= 1350 mg/kg ( Rabbit )	-

## 略語及び頭文字

Rat: ラット

Rabbit: ウサギ

## 症状

発赤、灼熱感、失明を引き起こすおそれがある。眼の発赤および流涙を引き起こすおそれがある。高濃度の蒸気を吸入すると、頭痛、めまい、疲労、吐き気及び嘔吐のような症状を引き起こすおそれがある。

## 製品情報

## 経口

この化学物質又は混合物の特定試験データはない。飲み込むと胃腸刺激、吐き気、嘔吐、及び下痢を引き起こすおそれがある。

## 吸入

この化学物質又は混合物の特定試験データはない。気道刺激を引き起こすおそれ、眠気又はめまいのおそれ。

## 皮膚接触

この化学物質又は混合物の特定試験データはない。皮膚刺激。(成分に基づく)。

## 眼接触

この化学物質又は混合物の特定試験データはない。重篤な眼の損傷。眼に対する不可逆な損傷を引き起こすおそれがある。

## 皮膚腐食性／刺激性

皮膚刺激のおそれ。成分に対して利用可能なデータに基づく分類。皮膚刺激。

## 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

成分に対して利用可能なデータに基づく分類。薬傷を引き起こす。重篤な眼の損傷。

## 呼吸器感作性又は皮膚感作性

分類できない。

## 生殖細胞変異原性

利用可能なデータに基づき、分類基準を満たさない。分類できない。

## 発がん性

利用可能なデータに基づき、分類基準を満たさない。分類できない。

## 生殖毒性

利用可能なデータに基づき、分類基準を満たさない。分類できない。

**標的臓器影響**

呼吸器. 眼. 皮膚.

**特定標的臓器毒性(単回ばく露)**

国又は地域で採用され、SDSが準拠している世界調和システム(GHS)の分類基準に基づき、この製品は急性のばく露に起因して全身標的臓器毒性を引き起こすと判定されている。臓器の障害のおそれ、眠気又はめまいのおそれ。

以下の臓器の障害のおそれ： 呼吸器、中枢神経系。

**特定標的臓器毒性(反復ばく露)**

利用可能なデータに基づき、分類基準を満たさない。分類できない。

**誤えん有害性**

利用可能なデータに基づき、分類基準を満たさない。区分に該当しない。

**生態毒性**

長期継続的影響によって水生生物に有害。

化学名又は一般名	藻類／水生植物	魚類	甲殻類
企業秘密	EC50: =53mg/L (72h, <i>Desmodesmus subspicatus</i> ) EC50: 30 - 100mg/L (96h, <i>Desmodesmus subspicatus</i> ) EC50: =117mg/L (96h, <i>Pseudokirchneriella subcapitata</i> ) EC50: 3.59 - 15.6mg/L (96h, <i>Pseudokirchneriella subcapitata</i> ) EC50: =38mg/L (96h, <i>Desmodesmus subspicatus</i> ) EC50: =42mg/L (96h, <i>Desmodesmus subspicatus</i> )	LC50: 15 - 18.9mg/L (96h, <i>Pimephales promelas</i> ) LC50: 8 - 12.5mg/L (96h, <i>Pimephales promelas</i> ) LC50: 22.1 - 22.8mg/L (96h, <i>Pimephales promelas</i> ) LC50: 4.3 - 8.5mg/L (96h, <i>Oncorhynchus mykiss</i> ) LC50: =4.62mg/L (96h, <i>Oncorhynchus mykiss</i> ) LC50: =4.2mg/L (96h, <i>Oncorhynchus mykiss</i> ) LC50: =7.97mg/L (96h, <i>Brachydanio rerio</i> ) LC50: 9.9 - 20.1mg/L (96h, <i>Brachydanio rerio</i> ) LC50: 4.06 - 5.75mg/L (96h, <i>Lepomis macrochirus</i> ) LC50: 4.2 - 4.8mg/L (96h, <i>Lepomis macrochirus</i> ) LC50: =4.5mg/L (96h, <i>Lepomis macrochirus</i> ) LC50: 5.8 - 7.5mg/L (96h, <i>Pimephales promelas</i> ) LC50: 10.2 - 22.5mg/L (96h, <i>Pimephales promelas</i> ) LC50: 6.2 - 9.6mg/L (96h, <i>Pimephales promelas</i> ) LC50: 13.5 - 18.3mg/L (96h, <i>Poecilia reticulata</i> ) LC50: 10.8 - 16.6mg/L (96h, <i>Poecilia reticulata</i> ) LC50: =1.31mg/L (96h, <i>Cyprinus carpio</i> )	EC50: =1.8mg/L (48h, <i>Daphnia magna</i> )
企業秘密	-	LC50: =45.4mg/L (96h, <i>Oncorhynchus mykiss</i> )	-

未知の危険有害性物質の濃度	混合物の 0 %は水生環境に対する危険有害性が未知の成分で構成されている。
残留性・分解性	情報なし。

**生態蓄積性****成分情報**

化学名又は一般名	分配係数
企業秘密	1.6

土壤中の移動性	情報なし。
オゾン層への有害性	分類できない。利用可能なデータに基づき、分類基準を満たさない。
他の有害影響	情報なし。
残余廃棄物	現地の規則に従って廃棄すること。環境法律に従って廃棄物を廃棄すること。
汚染容器及び包装	空容器を再利用しないこと。

**IMDG**

MARPOL 73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質  
情報なし

**ADR****IATA**

国連番号又はID番号 UN1760  
 正式輸送品目名 CORROSIVE LIQUID, N.O.S.  
 国連分類(輸送における危険有害性 8  
 クラス)  
 容器等級 II

**日本**

国連番号又はID番号 UN1760  
 品名(国連輸送名) CORROSIVE LIQUID, N.O.S.  
 国連分類(輸送における危険有害性 8  
 クラス)  
 容器等級 II

**国内規制**

2023年3月31日迄 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)  
該当しない

2023年4月1日以降 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)  
該当しない

**労働安全衛生法****表示対象物質**

法第57条、施行令第18条第1号、第2号・別表第9及び第3号・別表3

**通知対象物質**

法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9及び第3号・別表3

**腐食性液体**

労働安全衛生規則 第326条第1項に示される、ホースをとおして、動力を用いて圧送する作業を行わせる事業者が特別な措置を講ずる必要のある腐食性液体

**毒物及び劇物取締法**

該当しない

**消防法:**

該当しない

**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)**

下表は、記載されている、該当すると考えられるカットオフ値を超える成分を示す

化学名又は一般名	CAS番号	化審法
企業秘密		優先評価化学物質

**航空法**

詳細については項目14を参照

**海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律**

該当しない

**労働基準法**

化学物質により引き起こされる業務上の疾病 - 労働基準法第75条、労働基準法施行規則第35条及び化学物質の成分及び化合物と労働者の健康障害を指定する通告別表第1の2、項目4の1

**水質汚濁防止法**

人の健康もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として水質汚濁防止法第2条及び水質汚濁防止法施行令第3条の3で定める指定物質

**水道法**

水道法第4条、法定水質基準

**国際規制**

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 該当しない

ロッテルダム条約 該当しない

**国際インベントリー**

TSCA	インベントリー準拠状況については供給者まで問い合わせること。
DSL/NDSL	インベントリー準拠状況については供給者まで問い合わせること。
EINECS/ELINCS	インベントリー準拠状況については供給者まで問い合わせること。
化審法インベントリー	インベントリー準拠状況については供給者まで問い合わせること。
IECSC	インベントリー準拠状況については供給者まで問い合わせること。
KECL	インベントリー準拠状況については供給者まで問い合わせること。
PICCS	インベントリー準拠状況については供給者まで問い合わせること。
AIIC	インベントリー準拠状況については供給者まで問い合わせること。
NZIoC	インベントリー準拠状況については供給者まで問い合わせること。

**凡例:**

TSCA - 米国有害物質規制法セクション8(b)、インベントリー

DSL/NDSL - カナダ国内物質リスト／非国内物質リスト

EINECS/ELINCS - 欧州既存商業化学物質インベントリー／欧州新規届出商業用化学物質リスト

ENCS - 化審法既存物質

IECSC - 中国現有化学物質名録

KECL - 韓国既存化学物質目録

PICCS - フィリピン化学品・化学物質インベントリー

AICS - オーストラリア化学物質インベントリー

NZIoC - ニュージーランド化学物質インベントリー

**改訂日**

14-4-2022

**改訂記録**

情報なし.

**安全データシートで使用されている略語及び頭文字のキー又は凡例**

凡例 項目8: ばく露防止及び保護措置

TWA	TWA(時間加重平均) * 経皮吸収	天井値 +	最大限界値 感作性物質
-----	-----------------------	----------	----------------

**本SDSの編集に使用した主要参考文献及びデータ源**

環境有害物質・特定疾病対策庁(ATSDR)  
 米国環境保護庁ChemViewデータベース  
 欧州化学品局  
 欧州食品安全機関(EFSA)  
 EPA(米国環境保護庁)  
 急性ばく露ガイドラインレベル(AEGL)  
 米国環境保護庁、連邦殺虫剤、殺菌剤、殺鼠剤法  
 米国環境保護庁高生産量化学物質  
 フードリサーチジャーナル(Food Research Journal)  
 危険有害物質データベース  
 國際統一化学情報データベース(IUCLID)  
 製品評価技術基盤機構(NITE)  
 オーストラリア国家工業化学品届出審査機構(NICNAS)  
 NIOSH(米国労働安全衛生研究所)  
 米国医学図書館ChemID Plus(NLM CIP)  
 米国医学図書館のPubMedデータベース(NLM PubMed)  
 米国国家毒性プログラム(NTP)  
 ニュージーランド 化学物質分類・情報データベース(CCID)  
 経済協力開発機構、環境・健康・安全に関する文書  
 経済協力開発機構、高生産量化学物質点検プログラム  
 経済協力開発機構、スクリーニング情報データセット  
 世界保健機構

#### 免責事項

このSDSは、JIS Z 7252:2019及びJIS Z 7253:2019の要件に準拠している。この安全データシートで提供される情報は、発行日の時点における弊社の知識と信念の及ぶ限りにおいて正確な情報です。この情報は安全な取り扱い、使用、加工処理、保管、輸送、廃棄と放出の指針とすることのみを目的としたものであり、保証であると解釈することも品質明細書であると解釈することもできません。この情報は特定の物質のみに関連するものであり、本文中に明記されている場合を除き、この物質が他の何らかの物質と併用された場合または何らかの加工処理に使用された場合には有効でない場合があります。New England Biolabsは、製品の取り扱いまたは製品との接触の結果として生じるいかなる損害に対しても責任を負わないものとします。

**安全データシートのおわり**

#### Japan SDS version information - JGHS

UL release:  
 GHS Revision 6  
 2023 Q1

日本

Partial process, including GHS Wizard, NOT TW

特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 2, 区分 3
区分 2 呼吸器, 中枢神経系.	
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	分類できない

化学名又は一般名	GHS 分類	特定濃度限度(SCL)
企業秘密	Aquatic Acute 1 Aquatic Chronic 3 STOT RE 2 Skin Irrit. 2 Eye Dam. 1 Acute Tox. Der. 2 Acute Tox. Oral 4 STOT SE 1	
企業秘密	Aquatic Acute 3 Skin Corr. 1 Eye Dam. 1 STOT SE 1	

他の危険有害性

情報なし

Component	化審法番号
情報なし	(2)-1679,(2)-1675

情報なし		(1)-410	
<b>許容濃度</b>			
化学名又は一般名	日本産業衛生学会	労働安全衛生法 作業環境評価基準 - 管理濃度	ACGIH TLV
企業秘密	Ceiling: 2 mg/m <sup>3</sup>	-	Ceiling: 2 mg/m <sup>3</sup>

**生物学的職業性ばく露限界値 該当しない**

**成分情報**

化学名又は一般名	分配係数
企業秘密	1.6

**2023年3月31日迄 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)**

該当しない

化学名又は一般名	重量%	クラス	クラス	政令番号	政令番号	変換係数	変換係数	変換係数
企業秘密	0 - 10%	第1種指定化学物質	第1種指定化学物質	1-275	1-275			

**2023年4月1日以降**

化学名又は一般名	重量%	クラス	クラス	政令番号	政令番号	変換係数	変換係数	変換係数
企業秘密	0 - 10%	第1種指定化学物質		1-318				

化学名又は一般名	重量%	クラス	RuleWriter一時値 - 政令番号	RuleWriter一時値 - 政令番号	RuleWriter一時値 - 関連物質、変換係数	RuleWriter一時値 - 関連物質、変換係数
企業秘密	0 - 10%	Class I designated chemical substance		1-275		

法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9及び第3号・別表3

化学名又は一般名	通知対象物質	閾値(%)	区分
企業秘密	通知対象物質	1	通知対象物質

化学名又は一般名	毒物及び劇物	閾値(%)	閾値(%)	閾値(%)
企業秘密	劇物	>5 100	>5 100	

化学名又は一般名	毒物	毒物	劇物	劇物	特定毒物	特定毒物
企業秘密			5			

化学名又は一般名	毒物及び劇物	閾値(%)
企業秘密	劇物	>5 100

**毒物及び劇物取締法**  
該当しない

**国内規制****日本****化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)**

該当しない

**労働安全衛生法****表示対象物質**

法第57条、施行令第18条第1号、第2号・別表第9及び第3号・別表3

化学名又は一般名	表示対象物質	閾値(%)
企業秘密	>=1wt%	1

**通知対象物質**

法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9及び第3号・別表3

化学名又は一般名	通知対象物質	閾値(%)
企業秘密	>=1	1

**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)**

下表は、記載されている、該当すると考えられるカットオフ値を超える成分を示す

化学名又は一般名	重量%	化審法	化審法
企業秘密	0 - 10%	優先評価化学物質	優先評価化学物質

**労働基準法**

化学物質により引き起こされる業務上の疾病 - 労働基準法第75条、労働基準法施行規則第35条及び化学物質の成分及び化合物と労働者の健康障害を指定する通告別表第1の2、項目4の1

化学名又は一般名	労働基準法
企業秘密	anterior ocular disorder;lung damage;respiratory system damage;skin damage

**航空法**

詳細については項目14を参照

化学名又は一般名	MARPOL 73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質
企業秘密	区分Y有害液体物質

**水質汚濁防止法**

人の健康もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として水質汚濁防止法第2条及び水質汚濁防止法施行令第3条の3で定める指定物質

化学名又は一般名	政令番号	水質汚濁防止法
企業秘密	3(3)-6	指定物質

## 水道法

水道法第4条、法定水質基準

化学名又は一般名	水道水質基準	水道水質管理目標設定項目	水道水質管理目標設定項目 - 殺虫剤	水道水質基準 - 要検討項目
企業秘密	200 mg/L as Na			

## 改訂記録

### セクション3：組成及び成分情報

2023年3月31日迄 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

該当しない

化学名又は一般名	金属、CN、F、その他	変換係数	含有率 %	区分	政令番号	PRTR Class
企業秘密						第1種指定化学物質

化学名又は一般名	PRTR Class	PRTR Chemname	PRTR Threshold%	PRTR Metal Conv.	PRTR Metal Name	PRTR Ordinance No.
企業秘密	1	Dodecyl sodium sulfate	1			1-275

2023年4月1日以降

化学名又は一般名	含有率 %	金属、CN、F、その他	変換係数	区分	政令番号	PRTR Class
企業秘密						第1種指定化学物質

化学名又は一般名	PRTR Class	PRTR Chemname	PRTR Threshold%	PRTR Metal Conv.	PRTR Metal Name	PRTR Ordinance No.
企業秘密	1	Dodecyl sodium sulfate	1			1-318

## 労働安全衛生法

法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9及び第3号・別表3

化学名又は一般名	区分	政令番号	含有率 %
企業秘密	通知対象物質	319	<10

化学名又は一般名	政令番号
企業秘密	9-319

法第57条、施行令第18条第1号、第2号・別表第9及び第3号・別表3

化学名又は一般名 企業秘密	区分 表示対象物質	政令番号 319	含有率 % <10
------------------	--------------	-------------	--------------

化学名又は一般名 企業秘密	政令番号 9-319
------------------	---------------

化学名又は一般名 企業秘密	政令番号 9-319
------------------	---------------

化学名又は一般名 企業秘密	政令番号 9-319
------------------	---------------

### 労働安全衛生法

#### 腐食性液体

労働安全衛生規則 第326条第1項に示される、ホースをとおして、動力を用いて圧送する作業を行わせる事業者が特別な措置を講ずる必要のある腐食性液体

化学名又は一般名 企業秘密	腐食性液体 記載されている
------------------	------------------

表示対象物質  
毒物及び劇物取締法表示対象物質

Sodium Hydroxide